



湯河原町消防本部からのお知らせ

□問い合わせ 湯河原町消防本部警防課予防係 ☎60・0177



あなたのお住いに住宅用火災警報器は設置されていますか？

湯河原町火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ設置されていないご家庭は、早急に設置し、大切な家族を火災から守りましょう。（真鶴町は、湯河原町に消防に関する事務を委託していることから、湯河原町火災予防条例が適用されます。）

設置する場所

煙感知式の住宅用火災警報器をすべての寝室と階段の上部（2階以上に寝室として使用する部屋がある場合）に取り付けます。アパートや職員寮などの共同住宅で、ご自身で設置してよいかかわからない場合は建物の所有者などに相談しましょう。

また、台所や居室への設置義務はありませんが、設置するとより安全です。

どこで販売しているの？

ホームセンター、防災用品店、電気店、家電量販店などで販売しています。また警報器のリースをする業者もあります。

悪質訪問販売に注意！

役場職員、消防職員、消防団員が訪問販売することはありません。また、消防本部が特定の業者に販売を委託することはありません。

電池切れに注意！

住宅用火災警報器に内蔵されている電池の寿命は約10年と言われています。設置している住宅用火災警報器が、火災でない時に鳴動したり、ランプが点滅した場合には、電池の容量が少なくなっているサインかもしれません。定期的に点検しましょう。

設置・交換を支援します！

住宅用火災警報器は、寝室などの天井や壁面に、ビスなどで簡単に取り付けできます。ご自身で設置・交換ができない人は、消防職員が取り付けの支援をしますので、気軽に相談してください。



春の火災予防運動 3月1日(水)～7日(火) 「お出かけは マスク 戸締り 火の用心」

4つの習慣	①寝たばこは絶対にしない、させない ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない ③こんろを使うときは火のそばを離れない ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く
6つの対策	①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類などは、防災品を使用する ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

事業やお店を始められるみなさまへ

消防法や火災予防条例に基づき各種届出が必要です。

新規建物や既存の建物で、事業を行う目的でテナントに入居する場合、新たに消防設備（消火器・屋内消火栓・スプリンクラー設備・自動火災報知設備等）の設置や届出が必要となる場合があります。事業を始める予定がある方は、計画の段階から消防本部にご相談ください。

違反対象物の公表制度

重大な消防法令違反建物はホームページに公表します

◆違反対象物の公表制度

建物を利用する方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

◆公表の対象となる違反の内容

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合です。

□問い合わせ 湯河原町消防本部警防課予防係 ☎60・0177